四日市市訓令第７号

庁　中　一　般

各　　公　　所

四日市市副市長事務分担規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年１０月２日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市副市長事務分担規程の一部を改正する規程

四日市市副市長事務分担規程（昭和３５年四日市市訓令甲第３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（担任事務） 第１条　副市長は、次により事務を分担する。ただし、市長特命事項については、この限りでない。 荒木秀訓副市長 (1) 政策推進部に属する事務 (2) （略） (3) 財政経営部に属する事務 (4) 健康福祉部に属する事務 (5) こども未来部に属する事務 (6) シティプロモーション部に属する事務 (7) 商工農水部に属する事務 (8) 市立四日市病院に属する事務（病	（担任事務） 第１条　副市長は、次により事務を分担する。ただし、市長特命事項については、この限りでない。 渡辺敏明副市長 (1) 危機管理統括部に属する事務 (2) （略） (3) 市民生活部に属する事務 (4) シティプロモーション部に属する事務 (5) 消防部局に属する事務（消防長の権限に属する事務を除く。） (6) 市立四日市病院に属する事務（病院事業管理者の権限に属する事務を除く。） (7) 教育委員会に属する事務（教育委員会の権限に属する事務を除く。） (8) 議会に属する事務（議会の権限に

院事業管理者の権限に属する事務を除く。） (9) 教育委員会に属する事務（教育委員会の権限に属する事務を除く。） (10) 選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。） (11) （略） (12) 農業委員会に属する事務（農業委員会の権限に属する事務を除く。） (13) 固定資産評価審査委員会に属する事務（固定資産評価審査委員会の権限に属する事務を除く。）	属する事務を除く。） (9) 選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。） (10) 監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。） (11) （略）
稲垣圭二副市長 (1) 危機管理統括部に属する事務 (2) 市民生活部に属する事務 (3) 環境部に属する事務 (4) 都市整備部に属する事務 (5) 会計管理課に属する事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。） (6) 消防部局に属する事務（消防長の権限に属する事務を除く。） (7) 上下水道局に属する事務（上下水道事業管理者の権限に属する事務を除く。） (8) 議会に属する事務（議会の権限に属する事務を除く。） (9) 監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。）	荒木秀訓副市長 (1) 政策推進部に属する事務 (2) 財政経営部に属する事務 (3) 健康福祉部に属する事務 (4) こども未来部に属する事務 (5) 商工農水部に属する事務 (6) 環境部に属する事務 (7) 都市整備部に属する事務 (8) 会計管理課に属する事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。） (9) 上下水道局に属する事務（上下水道事業管理者の権限に属する事務を除く。）

	(10) 農業委員会に属する事務（農業委員会の権限に属する事務を除く。） (11) 固定資産評価審査委員会に属する事務(固定資産評価審査委員会の権限に属する事務を除く。）

附　則

この規程は、令和８年１０月６日から施行する。

（総務部総務課）